

重 要

# 高圧ガス容器保安対策指針

平成25年4月 初版

北陸高圧ガス容器管理委員会 富山県支部

北陸高圧ガス溶材組合 富山県支部

監修：富山県生活環境文化部環境保全課

# 高压ガス容器保安対策指針

## 第1 指針の目的

この指針は、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）の目的に基づき、高压ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、高压ガス容器の適正な管理や安全に消費を行うための自主的な保安活動を促進することにより、災害の発生や高压ガス容器の放置を防止することを目的とするものである。

## 第2 指針の対象

この指針は、高压ガス容器（容器則第1条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）により高压ガスを供給する事業者（製造事業者、販売事業者）及び消費する事業者並びにこれらに関係する団体等を対象とする。

## 第3 用語の定義

### (1) 供給事業者

消費事業者に高压ガスを販売する製造事業者及び販売事業者（伝票販売事業者を含む）をいう。

### (2) 伝票販売事業者

直接高压ガス容器を取り扱わず、他の高压ガス供給事業者に容器の納入を依頼する販売事業者をいう。

### (3) 消費事業者

容器に充填された高压ガスを、消費して事業活動等を行う者をいう。

### (4) 放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高压ガス容器をいう。

### (5) 関係団体

富山県内の高压ガス保安団体をいう。

### (6) 供給事業者団体

北陸高压ガス溶材組合 富山県支部及び北陸高压ガス容器管理委員会 富山県支部をいう。

## 第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、高压ガス保安法の規定を遵守する他、[第1指針の目的]を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

### (1) 供給事業者は、高压ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社の取り扱う高压ガス容器の所在管理を徹底する。

### (2) 供給事業者は、消費事業者に安全に消費するための適切な情報を提供する。

### (3) 供給事業者は、事故発生時に高压ガス保安法第63条（事故届）に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。

- (4) 供給事業者は、高压ガスの販売にあたって高压ガスの容器は原則として貸与することとし、消費事業者にその旨明示する。
- (5) 供給事業者は、高压ガス容器について常にその所有者を明確に識別できるようにする。
- (6) 供給事業者は、同じ高压ガス容器は原則として1年以上継続して同一消費事業所に留置しない。
- (7) 供給事業者は、使用済み高压ガス容器の回収は迅速に行う。
- (8) 供給事業者は、関係団体への加入などにより保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して、少なくとも1年に2回以上保安教育を行う。
- (9) 供給事業者は、消費事業所における高压ガス容器の管理状況等を調査する。
- (10) 供給事業者は、消費事業者に対して、[第5消費事業者がとるべき措置]の規定が遵守されるように助言する。

## 第5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、[第1指針の目的]を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

- (1) 消費事業者は、高压ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法一般高压ガス保安規則第18条（貯蔵の方法に係る技術上の基準）又は液化石油ガス保安規則第19条（貯蔵の方法に係る技術上の基準）に基づき、高压ガスの貯蔵を行う。
- (2) 消費事業者は、高压ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法一般高压ガス保安規則第60条（その他消費の技術上の基準）又は液化石油ガス保安規則第58条（その他消費の技術上の基準）に基づき高压ガスの消費を行う。
- (3) 消費事業所には、高压ガス容器の管理責任者を置き、高压ガス容器管理台帳等により常に高压ガス容器の受け払い状況及び所在等を管理する。
- (4) 消費事業者は、高压ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高压ガス容器の管理責任者が管理状況を確認する。
- (5) 消費事業者は、供給事業者から高压ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を受けた際には、事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し従事者に周知する。
- (6) 消費事業者は、供給事業者から消費場所における高压ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努める。
- (7) 消費事業者は、高压ガス容器及び附属設備（配管、ホース、調整器）は原則として1年内に1回以上、安全上問題がないか点検等を実施する。
- (8) 消費事業者は、使用済み高压ガス容器は、直ちに供給事業者に返却することとし、使用中の容器であっても原則として1年以上留置しない。
- (9) 消費事業者は、事故発生時に高压ガス保安法第63条（事故届）に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。
- (10) 消費事業者は、関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し高压ガスを取り扱う従事者に対して、1年を通じて1回以上高压ガスの保安に関する教育を実施する。

## 第6 関係団体がとるべき措置

関係団体は、[第1指針の目的]を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

- (1) 関係団体は、高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、加入企業及び消費事業者に対し周知・啓発を行う。
- (2) 供給事業者団体は、放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場（北陸高圧ガス容器管理委員会 富山県支部集積所）を設けるなど必要な措置をとる。

## 第7 放置容器の処理

- 1 供給事業者及び関係団体は、放置容器を迅速、適正に処理するために次の措置をとるように努めるものとする。
  - (1) 放置容器の処理体制を確立し実施する。
  - (2) 放置容器を発見者が速やかに処理機関に通報できる体制を確立し実施する。
  - (3) 第1号及び第2号について広報する。
- 2 放置された高圧ガス容器を発見した者は、自ら処理することなく、供給事業者団体に通報し処理を依頼する。